

新規上場申請のための四半期報告書

Green Earth Institute 株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年11月19日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

【会社名】 Green Earth Institute株式会社

【英訳名】 Green Earth Institute Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 伊原 智人

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷七丁目3番1号

【電話番号】 03-3818-9211

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 浦田 隆治

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷七丁目3番1号

【電話番号】 03-3818-9211

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 浦田 隆治

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期財務諸表】	11
2【その他】	17
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	18
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第1四半期 累計期間	第10期
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日
売上高	(千円)	88,184	334,338
経常損失(△)	(千円)	△12,133	△113,960
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△12,601	△116,424
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	498,100	498,100
発行済株式総数	(株)	8,298,000	8,298,000
純資産額	(千円)	312,245	324,847
総資産額	(千円)	628,230	574,472
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△1.52	△14.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)
自己資本比率	(%)	49.7	56.5

注1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

4. 2019年11月15日開催の臨時株主総会及び2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、それぞれ株式1株につき10株、1株につき300株の分割を行いました。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して、1株あたり四半期(当期)純損失を算定しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、1株あたり四半期(当期)純損失であり、かつ、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

7. 当社は、第10期1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第2四半期累計期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】をご覧ください。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の分析

世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、2020年4月から6月の大幅な落込みから持直しの動きを見せておりますが、日本国内においては、景気の先行きへの不安より、企業は金融資産を留保する傾向にあり、研究開発や新規事業への投資の抑制も想定されます。

当社においては、このような経済背景を踏まえ、国内外、特に海外のパートナー企業の動向も要素の1つとして、事業計画を策定しており、政府による規制や新型コロナウイルス感染症による市場の動きに左右されない事業運営を図っております。

当第1四半期累計期間においては、リモートワーク及び交代出社の導入、WEB会議の積極的利用によるパートナー企業との適時の交渉や研究所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底により、新型コロナウイルス禍前と同じ水準での研究開発活動を可能とし、売上高は順調に推移しております。

また、継続的な事業活動のため、当第1四半期累計期間において100,000千円、前事業年度からの累計で160,000千円の融資による資金調達を行い、財務基盤を強化しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は88,184千円、営業損失15,622千円、経常損失12,133千円、四半期純損失12,601千円となりました。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は535,386千円となり、前事業年度末に比べ39,536千円増加いたしました。これは主に受取手形及び売掛金が33,355千円及び仕掛品が12,354千円増加したことによるものであります。固定資産は92,843千円となり、前事業年度末に比べ14,221千円増加いたしました。これは主に設備投資により機械及び装置が17,861千円増加した一方、リース資産が減価償却により3,328千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は628,230千円となり、前事業年度末に比べ53,757千円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は110,161千円となり、前事業年度末に比べ28,959千円減少いたしました。これは主に前受金が27,932千円減少したことによるものであります。固定負債は205,823千円となり、前事業年度末に比べ95,319千円増加いたしました。これは主に借入れにより長期借入金が99,260千円増加した一方で、リース返済によりリース債務が3,350千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は312,245千円となり、前事業年度末に比べ12,601千円減少いたしました。これは利益剰余金が12,601千円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は49.7%（前事業年度末は56.5%）となりました。

(2) 経営方針、経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、27,834千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	77,500
A種種類株式	3,000
B種種類株式	13,500
C種種類株式	6,000
計	100,000

注1. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款変更に伴い、発行可能株式総数は36,492,000株となっております。

2. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式にかかる定款の定めを廃止しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数 (株) (2021年11月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,000	9,123,000	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
A種種類株式	3,000	—	非上場	単元株式数は100株である。 注3
B種種類株式	12,470	—	非上場	同上
C種種類株式	3,190	—	非上場	同上
計	27,660	9,123,000	—	—

注1. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。

2. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより発行済株式数は9,092,590株増加し、9,123,000株となっております。

3. 種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当権

各事業年度の末日を基準日として金銭による剰余金の配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株主又は種類登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株にかかる払込金額に1.5%を乗じて得られる額の配当をします。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、種類株主又は種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、種類株式1株につき、種類株式1株にかかる払込金額を分配します。種類株主又は種類登録株式質権者に対して分配する残余財産が、各種類株主又は種類登録株式質権者の優先残余財産分配額の全額を支払うのに不足する場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、各種類株主又は種類登録株式質権者に対し、その有する優先残余財産分配額に比例して当該残余財産を分配します。

(3) 議決権条項

- ① 通常の株主総会（通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会）
保有する種類株式1株につき1個の議決権を有します。
- ② 種類株主のみを構成委員とする株主総会
保有する種類株式1株につき1個の議決権を有します。
- ③ A種種類株主、B種種類株主及びC種種類株主を構成員とする株主総会
保有する種類株式1株につき1個の議決権を有します。

(4) 普通株式への転換

種類株主は、いつでも、当社に対して、種類株式を取得することを請求することができるものとし、当社は種類株主が取得の請求をした種類株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を、当該種類株主に対して交付するものとします。

(5) 普通株式への一斉転換

国内外の金融商品取引所に対し株式公開するべき旨を取締役会の決議により決定し、かつ、株式公開に関する主幹事証券会社から種類株式の全部を取得するのと引換えに種類株主に対し当社の普通株式を交付するべき旨（種類株式の普通株式への転換）の要請を受けた場合には、当社は取締役会の決議をもって定める日に種類株式の全部を取得し、これと引換えに、種類株主に対して、当社の普通株式を交付することができるものとし、

(6) 種類株主総会の決議

次の事項を決定する場合に限り、会社法の規定による取締役会の決議、株主総会決議又は清算人会決議のほか、全種類株主総会の決議を要するものとします。

- ① 定款の変更
- ② 株式の発行（自己株式の処分を含むが、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使により株式を発行する場合及び取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに株式を交付する場合は除く。）。なお、株式の発行における募集事項及び割当先の決定については、株主総会決議により取締役会の決議に委任することができるものとし、委任した事項については、法令上可能な範囲で種類株主総会の決議を要しないものとします。
- ③ 新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式への転換、かかる株式との交換、又はかかる株式の取得が可能な証券又は権利の発行又は付与。なお、各発行（又は付与）の手続きにおける募集事項及び割当先の決定については、株主総会決議により取締役会の決議に委任することができるものとし、委任した事項については、法令上可能な範囲で種類株主総会の決議を要しないものとします。
- ④ 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、その他の企業結合又は第三者との資本提携
- ⑤ 自己株式の取得、資本金又は準備金の額の増加又は減少
- ⑥ 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
- ⑦ 取締役及び監査役を選任、解任
- ⑧ 残余財産の分配、剰余金の配当

また、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	普通株式 9,000 A種種類株式 3,000 B種種類株式 12,470 C種種類株式 3,190	—	498,100	—	488,100

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,000 A種種類株式 3,000 B種種類株式 12,470 C種種類株式 3,190	普通株式 9,000 A種種類株式 3,000 B種種類株式 12,470 C種種類株式 3,190	普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 その他の種類株式は、普通株式に優先して配当や残余財産の分配を受ける優先株式であり、各種類優先株式の権利は同等である。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	27,660	—	—
総株主の議決権	—	27,660	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）にかかる四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有しておらず、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	456,263	455,963
受取手形及び売掛金	26,441	59,797
製品	172	162
仕掛品	4,397	16,752
貯蔵品	2,716	1,724
前渡金	4,236	1,861
前払費用	1,477	1,104
その他	1,043	52
貸倒引当金	△899	△2,033
流動資産合計	495,849	535,386
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,860	6,813
建物付属設備（純額）	698	682
機械及び装置（純額）	43,711	61,572
工具、器具及び備品（純額）	1,565	1,669
リース資産（純額）	18,859	15,530
有形固定資産計	71,695	86,269
無形固定資産		
ソフトウェア	6,927	6,574
無形固定資産合計	6,927	6,574
固定資産合計	78,622	92,843
資産合計	574,472	628,230

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	740
リース債務	13,345	13,368
未払金	44,798	49,581
未払費用	2,856	5,034
未払法人税等	3,338	1,427
未払消費税等	5,265	949
前受金	56,612	28,680
その他	12,903	10,379
流動負債合計	139,121	110,161
固定負債		
長期借入金	100,000	199,260
リース債務	5,587	2,236
長期未払金	4,916	4,326
固定負債合計	110,504	205,823
負債合計	249,625	315,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	498,100	498,100
資本剰余金		
資本準備金	488,100	488,100
資本剰余金合計	488,100	488,100
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△661,532	△674,134
利益剰余金合計	△661,532	△674,134
株主資本合計	324,667	312,065
新株予約権	180	180
純資産合計	324,847	312,245
負債純資産合計	574,472	628,230

(2) 【四半期損益計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
売上高	88,184
売上原価	28,869
売上総利益	59,315
販売費及び一般管理費	74,938
営業損失(△)	△15,622
営業外収益	
助成金収入	3,659
その他	103
営業外収益合計	3,762
営業外費用	
支払利息	144
為替差損	129
営業外費用合計	273
経常損失(△)	△12,133
税引前四半期純損失(△)	△12,133
法人税、住民税及び事業税	468
四半期純損失(△)	△12,601

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染が持続していることから、当社においても今後の業績に影響が及ぶ可能性があります。そのため、中期経営計画については、2021年9月期以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものと仮定し、入国制限措置等の事業活動への制限を考慮して策定しており、当第1四半期の四半期財務諸表の作成にあたっては、当該中期経営計画を主要な情報として、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間にかかる四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第1四半期累計期間にかかる減価償却費（無形固定資産にかかる償却費を含む。）は次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	7,062千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△1円52銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△12,601
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式にかかる四半期純損失(△)(千円)	△12,601
期中平均株式数(株)	8,298,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

注1. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。また、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して、1株あたり四半期純損失を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、1株あたり四半期純損失であり、かつ、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

① 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、農林中央金庫、双日株式会社、エア・ウォーター株式会社、Innovation Growth Fund L.P.を割当先とする第三者割当増資を、2021年4月26日開催の臨時株主総会及び2021年5月28日開催の取締役会で決議しております。なお、本第三者割当増資による払込みは2021年6月11日に完了しております。

- a 発行する株式の種類及び数 D種種類株式 2,750株
- b 発行価格 1株につき200,000円
- c 資本組入額 1株につき100,000円
- d 発行価格の総額 550,000千円
- e 資本組入額の総額 275,000千円
- f 払込期日 2021年6月11日
- g 資金の用途 運転資金

② 種類株式の転換

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式にそれぞれ転換しております。

- a 転換する種類株式の数
 - A種種類株式 3,000株
 - B種種類株式 12,470株
 - C種種類株式 3,190株
 - D種種類株式 2,750株

- b 転換日 2021年9月6日
- c 転換する普通株式の数 30,410株
- d 転換日 2021年9月6日

③ 発行可能株式総数の増加及び単元株式制度の採用

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行っております。これにより発行可能株式総数が増加いたしました。また、同臨時株主総会決議に基づき、同日付で単元株制度を採用しております。

a 増加する株式数等

増加前の発行可能株式総数 103,000株

今回の定款の変更により増加する発行可能株式総数 36,389,000株

増加後の発行可能株式総数 36,492,000株

b 増加に関わる基準日 2021年9月6日

c 増加の効力発生日 2021年9月6日

d 単元株制度の概要 普通株式の単元株式数を100株とする。

e 単元株制度の効力発生日 2021年9月6日

④ 株式分割

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年9月6日付で株式分割を行っております。

a 分割の割合

基準日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社株式1株を300株に分割する。

b 増加に関わる基準日 2021年9月6日

株式分割前の発行済株式数 30,410株

今回の分割により増加する株式数 9,092,590株

株式分割後の発行済株式数 9,123,000株

c 分割にかかる基準日 2021年9月6日

d 分割の効力発生日 2021年9月6日

e 1株当たりの情報に及ぼす影響は（1株当たり情報）に反映

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

Green Earth Institute 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

斎藤 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伏木 貞彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているGreen Earth Institute 株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Green Earth Institute 株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上